

特定空家等に対する略式代執行の終了について

矢尾町地内の特定空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 10 項の規定に基づき、令和 6 年 10 月 2 日から略式代執行に着手し、令和 6 年 11 月 28 日に終了しましたので報告します。

なお、多伎町口田儀地内の特定空家等につきましては、令和 6 年 11 月 6 日から略式代執行に着手しており、令和 7 年 1 月初旬に終了しますので、3 月市議会 1 か月前全員協議会で終了報告する予定です。

記

1. 特定空家等の所在及び概要

- ・ 所在 出雲市矢尾町 6 2 5 - 5
- ・ 家屋番号 6 2 5 番 5
- ・ 種類 居宅
- ・ 構造 木造瓦葺平屋建
- ・ 延床面積 92.13 平方メートル
- ・ 所有者 所有者等不確知（所有者等が存在しない）

2. 実施期間

令和 6 年 10 月 2 日から令和 6 年 11 月 28 日まで

3. 略式代執行の措置内容

当該特定空家等の除却

4. 略式代執行の経過

- 令和 5 年 11 月 15 日 特定空家等の認定、略式代執行の決定
- 令和 6 年 2 月 1 日 措置内容等の公告（出雲市告示第 29 号）
- 3 月 3 日 措置の期限
- 10 月 2 日 略式代執行宣言
- 11 月 28 日 略式代執行終了宣言

5. 施工後写真

〔施工前〕

現地を南側から望む



現地を北側から望む



〔施工後〕

現地を南側から望む



現地を北側から望む

